

新型コロナウイルス感染拡大！

マスクをしないお客様を乗車拒否することはできません！！

感染防止対策を徹底しよう！

GoToトラベルやGoToイートの影響で、11月から全国的に新型コロナウイルスの感染が広がっています。感染拡大を防ぐためには各自が危機感を持ち、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底をし、不特定多数がご乗車になる営業車の消毒が欠かせません。

テレビなどで、タクシーの運送約款の変更が認められ、マスクをしていない乗客に対し、輸送を断ることができるようになったという報道がありました。今年8月31日付けの日の丸交通、荏原交通が申請の先

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年11月4日
国土交通省教宣部

タクシー乗車の際はマスクの着用をお願いします！

- タクシー乗車の際におけるマスクの着用は、エッセンシャルサービスであるタクシー事業の不可欠な事業の継続のため、ウイズコロナにおける新しいモテケツとして、ご理解・ご協力をお願いしているところです。
- 今般、都内の一部タクシー事業者から、「運転手がマスクを着用していない理由を丁寧に聞き取った上で、①病無など正当な理由がない場合に限り、マスクの着用をお願いすることを基本とし、②それでも正当な理由なく、マスクを着用しない者についての乗車を断断する内容(運送約款に規定する申請があり、本日、運転手のみならず次に乗車する利用者の感染防止対策に資するものとして、許可いたしました。
- ただし、本約款の内容は、マスクを着用しない乗客を一律にお断りするものではなく、事業者が上記①～③の手続きを丁寧に実施しているよう、国土交通省としても取り組んでまいります。

(概要)

1. タクシーは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中において、感染のリスクや不安を加えながらも、まさにエッセンシャルサービスとして、高齢者や社務を含む地域住民の運送を行い、公共交通機関としての役割を果たしてきています。
2. 一方で、タクシー利用者の中には、計ったままマスクを着用せずに、大声で話しながら乗車する方がいるなど、運転手が不安を抱えているとの相談がタクシー事業者から寄せられておりました。
3. 引き続き公共交通機関としての使命を果たしていくためにも、タクシーの利用者には、特別な事情がある場合を除きマスクを着用していただくことや、進行中の感染を防止するための感染拡大の予防に、ご理解とご協力をお願いしてまいりました。



【問い合わせ先】
国土交通省教宣部 対外課 本誌
TEL:03-5923-6111(内線4129、4124)
FAX:03-5252-1234

陣を切り、その後都内で(法人・個人)10事業者が運送約款の変更を求めました。但し、認可された運送約款の内容は、マスク未着用者の乗車を一律にお断りするものではなく、「運転手がマスクを着用していない理由を丁寧に聞き取った上で②病無など正当な理由がない場合に限り、マスクの着用をお願いすることを基本とし③それでも正当な理由はなく、マスクを着用しない者についてのみ乗車をお断りする内容」となっており、運転手のみならず次に乗車する利用者の感染防止対策に資するものとして認可したと国土交通省からも通達が出ました。

日本交通は運送約款の変更の申請は行っていないと発表。感染防止対策として飛沫防止のビニールシートを装着するなどの取り組みをしています。これからの時期、気温が下がり窓を開けて換気をするということも大変困難です。11月26日に発表された理化学研究所の研究ではエアコンを外気モードにして最大風量の半分以上にすることで高い換気能力が発揮されている(窓を閉めていても約1分半で新鮮な空気に入れ替わる)という検証結果が出ました。また、発生する飛沫・エアロゾルそのものを減少(総飛沫数を3割程度まで減少)させるためにも、乗務員・乗客ともにマスクを着用することの感染リスク低減効果

空のスプレーボトルをお持ちください！

組合事務所で次亜塩素水を用意しています。お客様が触れるシートやタブレットなどをこまめに消毒しましょう！

「2020秋闘」要求書提出

2020年11月6日日本社棟会議室において、菊池執行委員長、筒井書記長より「2020秋闘」の要求書が経営側に手渡されました。

《2020秋闘要求項目》

1. 遅番者の残業時の標準給の腰高が、残業1時間当たりに加算される金額を4,000円から減額変更する事。
2. 高速掃路料金の会社負担の要求
3. 首都高速掃路料金については全額会社負担とする事。
4. 外郭環状線の掃路料金は全額会社負担とする事。

果は大きいと発表しました。それだけではなく、今後アルコールや次亜塩素酸水でお客様が触れたところをこまめに消毒・除菌するなど、乗務員一人一人が感染しない、感染させない努力をしていきましょう。

5. 2020年11月度〜2021年3月度の配車については、2019年12月に決定している出番表通り行う事。
6. 「2021年度出番表」は2018年12月に作成した出番表を元に作成し、2020年12月中に準備する事。
7. 会社施設全体の補修を行う事。納金機、両替機の補修・交換を行う事。
8. 法令遵守と安全運行を実現する為に、労働時間を管理し、違背者は平等に処分する事。
9. ジャパンタクシーにシートカバーを取り付ける事。
10. インフルエンザの予防接種は、全額会社負担で行う事。
11. 年始の3日〜7日の出勤者には、例年通り「三笠山」を支給する事。
12. 圏央道の掃路料金は全額会社負担とする事。
13. 「首都高横浜北線」の掃路料金は全額会社負担とする事。
14. 入社6カ月未満の乗務員は、道路や標識など視覚学習を兼ねて、早番勤務を推奨する事。また、現在早番の乗務員で移行希望者も早番勤務させる事。
15. 現在装着中の「飛沫防止シート」は清掃に手間がかかり、休憩時に外さなければ運転席のシートが倒せない等、不便が多く汚れ等でもお客様に対しても不快を与えています。乗務員の負担を軽減させる為、アクリル製の防犯板型に変更する事。



東洋交通が責任ある事業者として公共交通にふさわしい賃金・労働条件を実現を求め、2020年11月30日までに文書による回答を求めます。

「2020秋闘」回答書



2020年12月6日、本社陣101会議室において、「2020秋闘」回答書が本家所長と菊池委員長に手渡されました。

「回答書」

1. 遅番の残業の腰高について
賃金改定の際に検討したいと考えております。
2. 高速帰路料金会社負担について
①首都高の帰路負担については、距離別料金の際に検討されており、現状のままお願いいたします。
②外郭環状線は、まだ完成されておらず、その利用頻度についても不透明です。検討には時期尚早と考えます。
③圏外道についても②と同様です。
④首都高横浜北線についても②と同様です。

3. 遅番への移行は検証を重ね、時間を掛けて日本交通グループとして進めてきた経緯があり安易な早番への移行はすべきではないと考えます。但し従来通り、個別な状況に慮じた判断での移行はあります。
 4. 飛沫防止の亚克力板について現在、素材形状を含め検討中です。
 5. 原則出番予定表に沿ったもので勤務をしていきます。
 6. 「2021年度出番表」について今後の人員計画を鑑み12月中に作成します。
 7. 施設設備の補修については、今期は給油、整備の施設について行いました。次期については納金機の交換を検討中、価格、時期についてのメーカー側返答待ちになっています。
 8. 法令遵守と安全運行実現の為、適切な抑止となるよう対処します。
 9. 現状ではシートカバーを付ける予定はありません。
 10. 12月3日、4日に会社でインフルエンザの予防接種を行います。その際、会社が1,000円を負担し、自己負担は2,500円で接種します。また、外部で接種した場合も同様に1,000円を負担しています。但し、年内に接種した場合に限ります。
 11. 1月4日、7日出勤した方へ、三笠山をお年賀として用意します。
併せて、東洋交通で働く従業員が安心して就労出来るよう職場環境の改善と制度を整えます。
- 改善の第一歩として育児や看護、家族等の介護を行う従業員の仕事と両立支援の為、子の看護休暇、介護休暇の時間単位取得について要件を満たした場合の基本給控除について免除する規程を作成します。
- 大きな改善は得られなかったものの、要求にはない法庫を上回る回答を得られ、誠意ある回答と評価し受け入れる事としました。回答が得られなかった項目については、継続協議とします。

中央労働金庫から

「新型コロナウイルス感染症緊急対策融資」の紹介

新型コロナウイルスの影響で「収入が少なくなった・・・」「こんな収入では生活できない・・・」と、困った方はいませんか？

「東京都中小企業従業員融資(新型コロナウイルス感染症緊急対策融資)」を

2021年3月まで 実質無利子で、借ります事が出来ます！

制度内容：(東京都との提携融資制度です)

申込頂ける方・・・●現在6か月以上勤務している方

●現住所に3ヵ月以上居住し、勤務先か住居のいずれかが都内の方

●年間収入(税込)が800万円以下の方

●住民税を滞納していない方

●使い道が生活の安定の為であって、返済の見込みのある方

使用用途・・・●「新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金」(事業性資金は除く)

融資金額・・・●最高100万円

返済期間・・・●最長5年

融資金利・・・●年1.8%(金利は東京都から半年毎に返還されます。実質無利子となります)

保証機関・・・●一般社団法人 日本労働者信用基金協会(保証料は東京都負担)

※審査が必要となります。審査には2週間程度時間がかかります。

融資を受けたい方は、組合事務所にお越し下さい。申込用紙をお渡します。

「印鑑(※)・免許証・保険証・源泉徴収票」が必要となりますので、ご用意下さい。

(※)印鑑は、シャチハタ等はNGです。